

改正案

現行

<p>(登録)</p> <p>第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>一 建築物における清掃を行う事業</p> <p>二 建築物における空気環境の測定を行う事業</p> <p>三 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業</p> <p>四 建築物における飲料水の水质検査を行う事業</p> <p>五 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業</p> <p>六 建築物の排水管の清掃を行う事業</p> <p>七 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業</p> <p>八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水质検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業</p> <p>2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所その登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(登録の表示)</p> <p>第十二条の三 前条第一項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)は、同項の登録に係る営業所(以下「登録営業所」という。)(<u>一</u>)について、同項第一号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築</p>	<p>(登録)</p> <p>第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。</p> <p>一 建築物における清掃を行う事業</p> <p>二 建築物における空気環境の測定を行う事業</p> <p>三 建築物における飲料水の水质検査を行う事業</p> <p>四 建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業</p> <p>五 建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業</p> <p>六 建築物における清掃、空気環境の測定及び飲料水の水质検査であつて、建築物における衛生的環境の通常的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものをして併せて行う事業</p> <p>2 都道府県知事は、前項の登録の申請があつた場合において、その申請に係る営業所その登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備及びその事業に従事する者の資格が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(登録の表示)</p> <p>第十二条の三 前条第一項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)は、同項の登録に係る営業所(以下「登録営業所」という。)(<u>一</u>)について、同項第一号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築</p>
---	---

改正案

物清掃業と、同項第二号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気環境測定業と、同項第三号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気調和用ダクト清掃業と、同項第四号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水水质検査業と、同項第五号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水貯水槽清掃業と、同項第六号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物排水管清掃業と、同項第七号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物ねずみ昆虫等防除業と、同項第八号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物環境衛生総合管理業と表示することができる。

現行

物清掃業と、同項第二号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物空気環境測定業と、同項第三号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水水质検査業と、同項第四号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物飲料水貯水槽清掃業と、同項第五号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物ねずみ昆虫等防除業と、同項第六号に掲げる事業に係るものにあつては登録建築物環境衛生一般管理業と表示することができる。

